

改正

平成27年 3 月23日条例第15号

平成30年 6 月27日条例第18号

平成30年 6 月27日条例第20号

令和 6 年12月20日条例第34号

館山市看護師等修学資金貸付条例

(目的)

第 1 条 この条例は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）に規定する看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を養成する大学，学校又は養成所（以下「養成施設」という。）の修学者に館山市看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け，看護師等の充足に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において，修学者とは，次の各号のいずれかの養成施設に在学している者とする。

- (1) 法第21条第 1 号の規定により文部科学大臣が指定した大学，同条第 2 号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第 3 号の規定により都道府県知事が指定した看護師養成所
- (2) 法第22条第 1 号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第 2 号の規定により都道府県知事が指定した准看護師養成所

(貸付対象者)

第 3 条 貸付対象者は，将来安房郡市内の規則で定める医療機関等（以下「医療機関等」という。）において看護師等の業務に従事しようとする修学者で，次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 修学資金の貸付の申請時に本市に住所を有している者
- (2) 養成施設に入学するために住所の変更をした者であって，当該変更をした日前の 1 年以上本市に住所を有していた者
- (3) 修学資金の貸付の申請時に引き続き 1 年以上本市に住所を有している規則で定める者がある者

(貸付限度額及び利息)

第 4 条 修学資金の貸付限度額は，月額 3 万円以内とし，その貸付限度基準は，規則で定める。

2 修学資金には、利息を付さない。

(貸付期間)

第5条 修学資金の貸付期間は、貸付けの決定通知に定められた月から養成施設の正規の修学期間が修了する月までとする。

(貸付けの申請及び決定)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、連帯保証人2名を立て、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、提出された書類その他について審査のうえ、貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(貸付けの決定の取消し等)

第7条 修学資金の貸付けを受けた修学者（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、当該事由が生じた日の属する月の翌月の分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 退学したとき。

(3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(4) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

2 借受人が休学し、留年し、停学の処分を受け、又は1月以上引き続いて欠席したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。

3 借受人が正当な理由がないにもかかわらず、規則に定めるところにより求められた報告をしないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第8条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき（やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（前条第2項の規定により貸付けを受けなかった期間を除く。）に相当する期間（以下「借受相当期間」という。）内に、借り受けた修学資金を月賦均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(1) 前条第1項各号の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

(2) 養成施設を卒業したとき。

(返還の免除)

第9条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金（以下「貸付金」という。）の返還すべき債務を免除するものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 医療機関等（本市内に限る。）において継続して看護師等の業務に従事していた期間が、借受相当期間に達したとき 貸付金の全額
- (2) 医療機関等（本市内を除く安房郡市内に限る。）において継続して看護師等の業務に従事していた期間が、借受相当期間に達したとき 貸付金の全額の2分の1に相当する額
- (3) 前2号の業務に従事していた期間又は次項の業務に従事することができなかつた期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため看護師等の業務を継続することができなくなつたとき 貸付金の全額
- (4) 死亡したとき、又は心身の故障その他の規則で定めるやむを得ない事由により貸付金を返還することができなくなつたと認められるとき 市長が認める額

2 前項第1号及び第2号の規定の適用については、進学、疾病、育児休業その他やむを得ない事由により看護師等の業務に従事することができなかつた期間は、業務従事の継続性を中断しないものとする。ただし、当該期間は、業務に従事した期間に算入しないものとする。

(返還の猶予)

第10条 市長は、第8条の規定にかかわらず、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める期間、貸付金の返還を猶予することができる。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 養成施設に在学しているとき。
- (2) 医療機関等（本市内に限る。）において看護師等の業務に従事しているとき。
- (3) 医療機関等（本市内を除く安房郡市内に限る。）において看護師等の業務に従事しているとき。
- (4) 養成施設等（借受人が修学資金の貸付けを受けた際に在学した養成施設における修学に伴い、修学資金以外の貸付けを受けた養成施設及び医療機関等をいう。）が指定する場所において看護師等の業務に従事しているとき。
- (5) 災害、疾病、育児休業その他やむを得ない事由があると認められるとき。
- (6) 第7条第1項第3号の規定により、修学資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項に規定する返還の猶予の条件に該当しなくなったときの貸付金の返還は、返還の猶予の条件に該当しなくなった日の属する月の翌月から返還しなければならない。

(返還の免除又は猶予の決定)

第11条 市長は、第9条の規定による返還の免除又は前条第1項の規定による返還の猶予の申請があったときは、その可否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(報告)

第12条 借受人は、修学資金の貸付けの目的を達成するため市長が必要と認めるときは、市長に対し規則の定めるところにより報告をしなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日条例第15号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月27日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月27日第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年12月20日条例第34号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。